

1 背景

本市では、これまでも、行財政改革大綱アクションプランの実施項目に「補助金・負担金の見直し」を位置付けるなど、補助事業の見直しに取り組んできた。

しかしながら、今後も財政負担が拡大する見通しを踏まえると、本市の財政は厳しい状況にあり、あらためて本市における補助事業のあり方について見直す必要がある。

そこで、新たに「補助金等の適正化に関する基本方針(仮)(以下「基本方針」という。)」を策定し、補助金等の適正化に向けて取り組むこととした。

2 補助金等の現状分析

基本方針の策定に当たり、本市の補助金等の現状を把握するため、本年5月に庁内調査を行った。

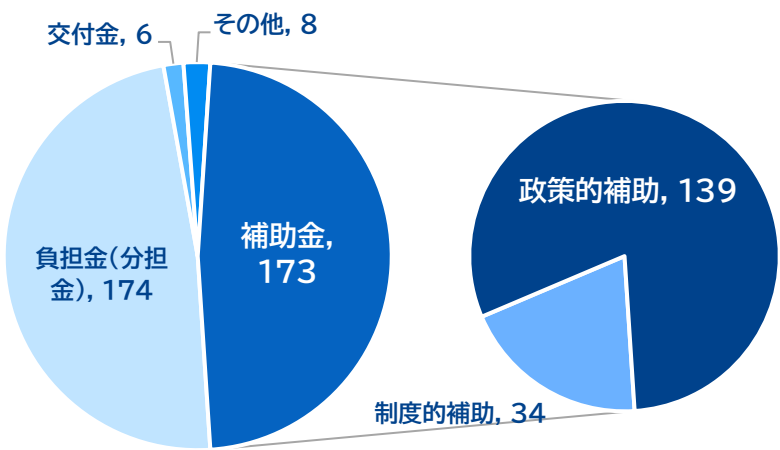
※以下は、庁内調査に基づき企画政策課において作成

性質別分類

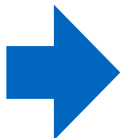
令和5年度西東京市補助金・負担金の概況」に記載の補助金・負担金等のうち、廃止された補助金等を除く361の補助金・負担金等について、その性質別に分類した。

性質別分類

負担金(分担金)		法令又は契約等によって市が負担することとなるもの
交付金		法令又は条例、規則等により、団体あるいは組合等に対して市の事務を委託している場合において当該事務処理の報償として支出するもの
補助金	制度的補助	法令等による、制度設計が他律的な補助
	政策的補助	市の政策的判断による、制度設計が自律的な補助



補助要件等の設定に市の裁量が大きい
政策的補助(139件)について、課題を明確にするため、更に分析を行った。

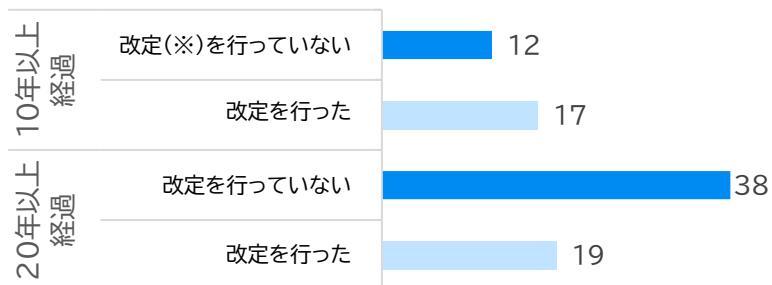


3 政策的補助の課題分析

経年別分類

行政需要は刻々と変化しており、既存の補助事業が社会ニーズに込えているかを、常に検証し続ける必要がある。

策定から20年以上経過した補助金が全体の41%を占め、そのうち67%にあたる38件は過去5年間に、補助率や補助単価、補助対象等の改定を行っていない。



※過去5年間に、補助率や補助単価、補助対象等の改定

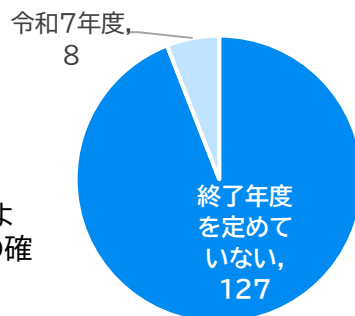
終期の設定

補助金制度の長期的な継続は、

- 交付先の既得権化
- 自立運営の阻害
- 有効性の逡減
- 一定の支出が固定化されることにより、新たな行政課題に対する財源の確保が困難になる

等が懸念される。他市ではサンセット方式を導入し、要綱等で補助金制度の終期を設定している事例もある。

全体の93%にあたる127件が、終了年度を定めていない。(令和7年度の単年度事業を除く)

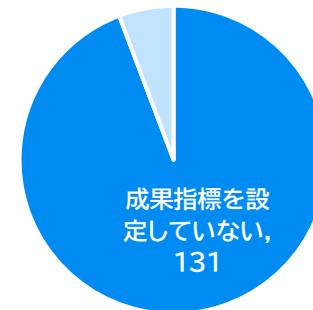


成果指標の設定

補助事業等の有効性等を効果的に測定し、適切な時期に速やかに見直しを行うため、成果指標を設定することが望ましい。

全体の94%にあたる131件が、成果指標を設定していない。

成果指標を設定している, 8



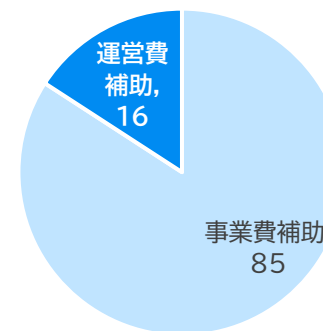
団体への運営費補助

補助交付先団体への運営費の補助は、

- 補助金等の使途が特定の事業に限定されず、補助対象経費が曖昧になる
- 交付先団体の自主性・自立性が阻害される要因となる

等が懸念されることから、事業費補助への移行の検討が必要である。

政策的補助のうち、101件が団体補助である。そのうち、16%にあたる16件が運営費補助を行っている。



4 基本方針の適用範囲

基本方針における補助金等とは、市が予算科目18節(負担金、補助及び交付金)に計上するもので、

「市が団体又は個人の行う特定の事業等に対し、公益上必要があると認めた場合、その事業等の目的の効果的かつ効率的な達成のために、相当の反対給付を求めることなく交付する金銭給付」

と定義する。

ただし、次に掲げる補助金等(制度的補助)は適用を除外する。

- ① 法令や国・都の基準などによって定められているなど、本市に裁量がない補助金等
- ② 繰出金としての性質を有する企業会計への補助金等

なお、補助金だけでなく、負担金及び交付金等についても適用し、基本方針の個々の項目において適用が可能なものについては、適宜読み替えて適用するものとする。

5 基本方針における「補助金等の見直しの基準」の視点

これまで掲げた課題を含め、以下の視点で見直しの基準を設定した。

- 補助金制度の終期
- 公募の原則
- 確定払いの原則
- 補助率・補助額・補助単価 等の適正化
- 補助対象経費の明確化
- 補助対象(個人・団体)の明確化
- 団体運営費補助の見直し